

答弁書第十七号

内閣参甲第一五号

昭和二十三年二月六日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出所得税課税方針不当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿三年貳月拾六日

參議院議員小川友三君提出所得稅課稅方針不当に関する質問に対する答弁書

一、昭和二十二年度の所得稅の課稅は、所得金額が名目的に相当多額に上るので稅負担もまた近年になく相当多額になつてゐるのは、現下の財政事情その他諸般の情勢からみて已を得ないところであり、これが國民生活に相當の影響を與へてゐることは事實である。

しかし國民をインフレの破局化より救ひ出し、國民生活の安定を図るには、まず健全財政の確立にまつところであり、これがため、この程度の所得稅の負担は、耐乏生活によつて、明日を期待する國民各位には、立派に堪えて行けるものと確信してゐる。もとより所得稅の負担は、あくまで適正公平でなければならぬのであつて、稅務当局においても十分注意してゐるところであるが、もし課稅が稅法に違反し不当であることが、明らかになつた場合には、現に遲滯なく、これを訂正してゐる。

二、所得稅の予定申告に対する更正決定は、全國にわたり營業所得についてこれを行つてゐるのであるが、調査の都合上一部の地方に限り特定の十三種目につき、まず更正決定の通知を行つたものである。

その課税総額は、目下報告取纏め中である。

三、政府は國民をインフレの破局化より救うため、健全財政の確立に努力している次第であつて、この際この程度の所得税の收入を確保することは必要であり、且つ、國民負担として堪え得る限度を超えてゐるものとは認めない。即ち現在の課税は國の再建のため必要なものであつて、國民を死滅せしめるものでは絶体にないと信ずる。